

## 1. 社会福祉法人をめぐる状況

社会福祉法人制度の改革により、当法人においても平成 29 年度から法人の経営組織等が改編され、新たな経営管理体制が発足した。平成 30 年度は、診療報酬、介護報酬及び障害福祉サービス等報酬の 3 報酬の同時改定が実施されるが、この体制の下、積極的な情報収集に努め、改定内容を的確に把握して、経常収支の改善を図る。

また、現在、国は、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超越して、地域住民や地域の多様な主体が”我が事”として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超越して“丸ごと”つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現を目指している。

国は、これを今後の福祉改革の基本コンセプトに位置付け、「公的支援の在り方を「縦割り」から「丸ごと」へ」、「他人事」から「我が事」「丸ごと」の地域づくりを育む仕組みへ」を改革の方向性にして、次の 4 つの柱に沿った取り組みを進めるとしている。

- ① 地域課題の解決力の強化（住民相互の支え合い機能の強化等、包括的相談支援体制の構築等）
- ② 地域丸ごとのつながりの強化（多様な担い手の育成・参画、多様な就労・社会参加の場の整備）
- ③ 地域を基盤とする包括的支援の強化（高齢者だけでなく生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築、共生型サービスの創設）
- ④ 専門的人材の機能強化・最大活用（対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程の創設の検討）

この「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりを進めていくうえで、社会福祉法人に対しては、法人が有する専門性やノウハウ等を活かした多様な取組が求められており、当法人としても、社会福祉法人の責務と位置付けられた「地域における公益的な取組」の着実な推進を図ることはもとより、法人の総合力を発揮して新しい時代の要請に応えていく必要がある。

## 2. 社会福祉法人制度改革への対応

制度改革の趣旨を踏まえ、当法人は平成 30 年度においても以下のとおり対応する

項目	備考
① 経営組織のガバナンスの確立	
・理事会、評議員会、理事、監事及び評議員が各々の役割を認識し、法人経営と各事業経営のチェック機能、各機関間（理事会、監事、評議員会）の相互けん制機能の発揮	
・会計監査人による監査の受審	
② コンプライアンス（法令等遵守）の徹底	
・法令遵守規程に基づき倫理や法令等の遵守の徹底に向けた経営管理体制の整備	
・内部管理体制の整備を図る。	
③ 事業運営の透明性の向上	
・義務化された経営情報の閲覧・公表を様々な媒体により確実に実施し、透明性の高い法人経営を確立	
・法人の広報機能を強化し法人の理念や事業活動、公益的な取組みの実施状況等を地域に積極的に発信	
④ 健全な財務規律の確立	

・公益性に根差した事業活動を可能とするために、適正な収益を確保し、安定的な財務基盤の確立	
・中長期的視点からの事業計画と財務計画を立て、健全な財務規律の確立	
・福祉サービスに再投下可能な財産額（「社会福祉充実残額」）の明確化と「社会福祉充実計画」の策定	
⑤地域における公益的な取組の推進	
・地域を包括する公益的な取組の推進	
・地域を活性化する取り組み	
・地域住民対象の講演会、研修会による福祉に対する理解の促進	
・日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金での福祉サービスの提供	
・地域の安全・安心への取り組み	

### 3. 施設整備計画等の推進・調整

・中長期的な展望のもとに、多種、多様な医療・福祉ニーズに的確に対応するため、以下の事業の計画的な推進に向け、行政機関や地元等の関係機関との総合調整を行う。

平成 30 年度	中期計画（H31～32 年度）	長期計画（H33 年度～）
1. 法人本部 ・熊の川保養所開設 ・湯布院保養所改修 2. こどもセンター ・旧みどり園跡地取得 ・就労支援事業所 3. オークス ・防犯対策設備 4. 清流苑 ・隣接農地取得調整 5. 清流苑・日の隈寮 ・多世代交流型食堂（地域貢献事業） 6. からつセンター ・防犯対策設備 ・児童心理治療施設開設 7. 糸島クリニック ・児童発達支援センター	1. オークス ・サービス付き高齢者住宅等 2. 日の隈寮 ・居宅生活訓練棟 3. からつセンター ・ピロティの耐震化・防災化 ・高齢者用住宅、高齢者デイケアセンター ・外壁補修工事	1. からつセンター ・障害者福祉ホーム及び就労事業移転 2. 向陽園 ・養護老人ホーム改築等

### 4. トータルな人材マネジメントシステムの推進

法人の経営理念、期待する職員像に基づき、以下の事項について不断の見直しを行い、整備充実を図る。

- ① 採用、配置、異動、昇進、昇格
- ② 人材の評価（人事考課制度等）
- ③ 給与その他の労働条件の設定
- ④ 能力開発、教育

5. 生産性の向上に向けた取り組み

・職員の負担軽減と同時に、専門能力の高い人材がより専門的な業務に集中できるよう、ICTやロボットといった先進的な技術を用いた技術や機器の導入を検討する。

6. 広報及び情報提供

・法人施設利用者への情報提供や、職員採用面での認知度とブランド・イメージの向上に向け、法人ホームページ及び広報誌の刷新・充実強化を図る。

7. 障害者就労支援活動

・法人内各施設の地域特性を踏まえつつ、人的資源を有効活用して、新たに障害者の雇用の場を開発するため、新規事業の実施可能性を調査検討する。

## 総括

### 1. 基本方針

入所および在宅の障害児者に対して、センターの有する全ての機能を活用し貢献することを、開設以来、基本としている。今年度もこの基本に従い、利用者のために「療育」を実践していく。

「療=医療」については、これまでも心身障害児者専門病院として、通院や入院を必要とする方々への医療を提供してきた。当施設は佐賀県における障害児者医療のセンター的機能を担っており、他の施設では対応が困難な医療的課題に対しての専門的サービスの提供を行う。

「育=養育・育成」について、人としてよりよく生きていくために、日常生活の質の向上がどの年齢になっても重要である。児童福祉法と障害者総合支援法に則り、自己決定権を尊重し、サービスを提供する福祉専門施設としての確立を図る。

また、良質な療育を提供できるように、職員および実習学生へ適切な情報提供と指導を行う教育機関としての充実を図る。

基本理念「時代の要請を的確に把握し、総合力を高めて、医療・福祉サービスの提供に、先進的かつ積極的に取り組む」の実現を図ることである。

### 2. 事業計画

#### (1) 運営事業

①医療型障害児入所施設と療養介護事業所とを合わせて170名入所、また、10床の一般病床を含めた180床の施設の効果的な運用。さらに指定短期入所事業として定床10床の運用を実施

②在宅支援（福祉部門）として、短期入所事業、日中一時支援事業、生活介護事業、児童発達支援センター、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、指定特定・障害児相談支援事業の実施

③委託事業として、障害児等療育支援事業の実施

④介護保険事業として、訪問リハビリテーション事業の実施

#### (2) 平成30年度重点事業

##### ①施設整備

- ・ 西側公有水路付替工事
- ・ 南側駐車場の整備
- ・ 東棟の改築（屋根防水及び室内模様替え他、省エネ改修（空調）工事）
- ・ 老朽化した職員宿舎（B棟）の一部改修
- ・ 職員宿舎の増築（職員確保対策）
- ・ 旧みどり園跡地の購入（2,566.70㎡）
- ・ 旧みどり園隣接地購入（586.59㎡）
- ・ マニホール設備の移転
- ・ さくら館空調設備改修工事
- ・ 医療機器の整備
- ・ 入浴装置の整備（超重度者向け）
- ・ ベッドの整備（利用者療養環境整備、職員腰痛対策等）

## ②職員採用関係

- ・看護師を5名程度採用（重度児者の受け入れ等看護体制の充実、退職者補充）
- ・介護福祉士、保育士の5名程度確保（短期入所、放課後デイ等、在宅支援の積極的受け入れ、託児所の充実、学童保育の整備）
- ・社会福祉士等の確保（医療的ケア児等の相談支援を充実）
- ・診療放射線技師の確保（患者サービス向上、医療データ・器機管理）
- ・薬剤師の確保
- ・総合職の確保（将来的な幹部候補生として）
- ・リハ職員（臨床心理士含む）の確保（術後患者の集中訓練や発達障害児の積極的受け入れ等）

## ③制度改革

- ・労働契約法の改正（無期転換）に伴う対応
- ・同一労働同一賃金ガイドラインに沿った対応の検討
- ・長時間労働是正への対応
- ・柔軟な勤務形態の導入（フレックスタイム制の一部導入等）

## ④財政基盤の安定化

- ・病床利用率95%以上達成
- ・国、民間団体、県の補助金の積極的活用
- ・事業コスト削減

## ⑤人材育成

- ・研修システムの体系化（研修履歴管理、プリセプター制度、研修施設・他法人との連携）
- ・研修システムの再考（新規採用者研修、専門研修、階層別研修、外部研修）

## ⑥働きやすい職場づくり

- ・職場のメンタルヘルス対策の実施、労災事故の把握と対策
- ・ハラスメント（セクハラ、パワハラ）の把握と対策の実施
- ・保養施設の利活用（湯布院、佐世保ハウステンボス）
- ・福利厚生充実（ユニホームの更新、職員の健康管理支援等）
- ・職員への育児・介護支援

## ⑦サービスの標準化

- ・各種マニュアルの整備・見直し

## ⑧リスクマネジメント体制の強化

- ・医療安全管理体制の充実
- ・防犯体制の整備・強化（防犯カメラ、電気錠の運用、機械警備の導入等）
- ・BCPの作成

## ⑨地域貢献

- ・地域行事への積極的参加及び職員派遣

- ・ 公民館主催研修会への職員の講師派遣
- ・ 施設独自の公開講座の開催
- ・ 施設設備の開放
- ・ 災害時の避難拠点としての整備

## 2. 短期的計画（30年度～31年度）

### （1）制度改革

- ① 労働契約法の改正への対応策を検討
- ② 働き方改革への対応（長時間労働の是正、同一労働同一賃金等）
- ③ 職能給、人事考課制度の導入を検討
- ④ 人件費上昇に伴う規程等の改正を検討
- ⑤ 看護師確保の為に奨学金制度の見直し等を検討
- ⑥ 院内託児所での夜間受け入れ、長期休暇中の学童保育の検討
- ⑦ 電子決裁システムの構築など業務改善を検討
- ⑧ 病院歯科としての存続が妥当か、歯科診療室のあり方検討を継続

### （2）施設整備

- ① 防犯対策を考えた門扉、フェンス等の改修
- ② 市道金立花久保線南側用地取得
- ③ センター北側用地（銚子塚周辺）取得
- ④ 第二西棟新設（西棟個室確保・在宅部門移転・職員室など充実）
- ⑤ 洗濯棟の新設

### （3）新規事業の検討

- ① 居宅訪問型児童発達支援事業の調査検討
- ② 訪問看護事業の調査検討（介護保険、医療保険）
- ③ 就労支援事業の調査検討（洗濯、清掃、コンビニエンスストア誘致）
- ④ 介護タクシー事業の調査検討

## 3. 中期計画（32年度～34年度）

入所・通所利用者は減少傾向にあり利用者確保のため、相談部門の強化や在宅支援部門の強化が必要となっている。具体的には相談支援専門員の確保と育成、在宅支援事業の特色や魅力づくり（当センターならではのサービス提供等）が必要である。一方、通院患者では、発達障害や小児アレルギー患者が増加しており、特に発達障害関係の診察、リハビリはニーズに答えられていない状況となっている。診察、リハビリ、療育のスムーズな連携を図るシステムの構築を検討していく。また、今後高齢者が増加していく中、高齢者からのリハビリに対するニーズが高くなっていくことが推測されるが、当センターとしても高齢者の通院、リハビリも受け入れていく体制を整えていく必要がある。

その他、職員用宿舎（学生アルバイトにも提供）とグループホームやサ高住の建設とその一体運営を検討する。また、南側取得地での就労支援を兼ねた食堂運営について検討する。

佐賀整肢学園・オークス  
施設長 中島 重信

## 総括

(基本方針)

社会福祉法人佐賀整肢学園の理念、基本方針及び障害者総合支援法等の関係法令を遵守し、利用者に選ばれる施設づくり、サービスの質の向上を図るとともに、事業経営を確実、効率的、かつ適正に行えるよう努める。また、社会福祉法人職員としての意識向上に努め、地域貢献事業及び生活困窮者支援事業に寄与する。

## 平成 30 年度事業計画

平成 30 年度は、安定経営を図る観点から、障害児者相談支援及び高齢者居宅介護支援と連携し、利用者確保に積極的に取り組む。また、利用者一人ひとりのニーズを十分に踏まえ、利用者の可能性を生かした支援、明るい希望が持てる施設となるよう経営構築を行っていく。

入所部門においては、日中活動の充実を図るとともに、利用者の重度化、医療的ケアに対応するため、職員の資質向上を行い、安心・安全な生活環境を提供し、個別支援計画に基づく支援を行う。

在宅部門においては、新たに重度障害者向けグループホーム（共同生活援助）事業（定員12名）、単独型短期入所事業（定員2名）を開始し、重度障害者の生活不安、家族の負担軽減及び施設入所者の地域移行を行い、地域福祉事業を進めて行く。また、就労事業の6次産業化の準備を進め、工賃向上を図って行く。

- (1) 利用者の安全、安心な生活環境を提供し適正な運営に努める。
- (2) 個別支援計画に基づく支援を実施し記録する。
- (3) 障害者虐待防止法を遵守し、利用者の立場に立って、療養、生活、自立を支援するように努める。
- (4) 契約書及び重要事項説明書の内容を事業所、利用者ともに厳守し、より良き居住環境・生活環境を確保し維持する。
- (5) 苦情・要望・意見等に迅速に対応する。
- (6) 指定相談支援事業と居宅介護支援事業との連携を強化させ、地域指向型の障害者福祉に対応する。
- (7) 利用者の就労支援を行い、地域での自立した生活を支援する。
- (8) 就学児童の学校修了後に生活能力向上のための訓練を行う。
- (9) 地域貢献事業及び生活困窮者支援事業に寄与する。

- ・障害者施設研修事業・地区主催行事への職員派遣事業・地区への健康予防事業
- ・地区消防団への職員派遣事業

## 平成 30 年度設備整備計画

- ・ 送迎車輛の購入

## 中期的施設設備整備計画（31 年～35 年）

- ・ 障害者支援施設浴室改修工事
- ・ 駐車場整備
- ・ 介護保険対象者移行施設の建設（サービス付き高齢者住宅等）



（総括）

佐賀整肢学園・かんざき清流苑  
施設長 江口 泰子

（基本方針）

法人の基本理念、基本方針を踏まえ、入所者の重度化や医療的ケアの増大等の多様化するニーズに応じたサービスを提供する為に、職員の資質・専門性の向上等を図り、関係機関との連携を強化していく。

隣接の在宅サポートセンターかんざき清流苑との連携を強化し、一層のサービスの向上及び効率的な施設運営に努める。また、社会福祉法人職員としての意識向上に努め、法令遵守と倫理・社会規範を尊重して行動し、地域貢献事業及び生活困窮者支援事業に寄与する。

## 1. 平成 30 年度 事業計画

- (1) 介護報酬加算体制に基づく職員配置体制（夜勤職員配置、介護・看護体制等）を適切に行いながら、介護サービス計画書に基づきケアの充実を図ると共に、急変時等の対応方針に基づき、嘱託医・協力医療機関との連携を密にし、重度化された利用者へのサービス向上を図る。また、身体拘束廃止、感染予防、褥瘡予防、介護事故予防等の危機管理対策の強化を施設全体で取り組んでいく。
- (2) 各種研修会・研究会等への積極的な参加で専門的な知識・技術を習得し、きめ細かな対策に取り組む。また、職場における安全衛生の維持向上を図る。
- (3) 平成 30 年度に開設 20 周年を迎えるにあたり、20 周年式典準備実行委員会を設けて各種準備、調整等を行う。
- (4) 地域の独居高齢者や生活困窮者等に対する支援活動として、法人内事業所や介護福祉養成校等と連携を図りながら多世代交流型食堂を継続して開催し、地域交流や地域貢献活動について積極的に推進を図る。（かんざき日の隈寮共同事業）  
介護相談日等への専門職種（介護支援専門員等）の積極的な派遣を行い、福祉サービスの相談援助を通じて高齢者や介護家族を支援していくと共に生活困窮者等への利用料自己負担の軽減（社会福祉法人等利用者負担軽減制度）を実施する。

## 2. 平成 30 年度 施設整備計画

- (1) 職員駐車場の確保の為に、敷地内の駐車場の整備及び隣接地等の土地の取得手続きを行う。
- (2) パソコン等事務機器の整備（更新）を検討する。
- (3) 老朽化した厨房機器の整備（更新）を検討する。

## 3. 中長期的 施設設備整備計画

- (1) 短期計画（1 年～2 年）
  - ・入所待機者や在宅生活者等の福祉ニーズを総合的に勘案し、高齢者・地域福祉サービスの充実及び地域貢献事業について、隣接のかんざき日の隈寮と一体的な事業の実施を検討する。
- (2) 中期計画（3 年～5 年）
  - ・送迎等に使用する車両の整備（入替）を検討する。

(3) 長期計画（6年以降）

- ・ 全面改築計画の策定に向けて、先進施設の視察や土地の取得を検討する。

平成 30 年度 在宅サポートセンターかんざき清流苑事業計画~~（案）~~  
（総 括）

在宅サポートセンターかんざき清流苑  
施設長 江口 泰子

（基本方針）

法人の基本理念、基本方針を踏まえ、多様化する利用者のニーズに対応するために職員の資質・専門性の向上を図りながら、高齢者が安心して生活できるよう支援する。

地域における在宅介護の拠点となるべく、隣接の特別養護老人ホーム佐賀整肢学園・かんざき清流苑、医療機関及び関係機関との連携を密にし、関係法令に基づくサービス体制の強化及び効率的な施設運営を行う。また、社会福祉法人職員としての意識向上に努め、法令遵守と倫理・社会規範を尊重して行動し、地域貢献事業及び生活困窮者支援事業に寄与する。

1. 平成 30 年度 事業計画

(1) 介護報酬加算体制に基づく職員配置体制を適切に行い、積極的に中重度者の受入を行うと共に、認知症ケアや機能訓練体制の充実を図りながら効率的な運営を図る。また、急変時等の対応方針に基づき嘱託医や関係機関等との連携を密にし、在宅介護の拠点として、快適な居住環境及び生活支援サービスの提供を行い、高齢者が安心して生活できるよう支援する

平成 30 年度より市町村の介護予防・日常生活支援総合事業へと完全移行する介護予防事業（通所型サービス）について、関係機関と連絡調整を行いながら、円滑にサービス提供を行っていく。

(2) 利用者の人権保護の研修会・研究会等の積極的な参加で専門的な知識・技術を習得し、きめ細かな対策に取り組む。また、職場における安全衛生の維持向上を図る。

(3) 地域の独居高齢者や生活困窮者等に対する支援活動として、法人内事業所や介護福祉養成校等と連携を図りながら、多世代交流型食堂を継続して開催し、地域交流や地域貢献活動について積極的に推進を図る。（かんざき日の隈寮共同事業）

介護相談日等への専門職種（介護支援専門員等）の積極的な派遣を行い、福祉サービスの相談援助を通じて高齢者や介護家族を支援していくとともに、生活困窮者等への利用料自己負担の軽減（社会福祉法人等利用者負担軽減制度）を実施する。

2. 平成 30 年度 施設整備計画

(1) 職員駐車場の確保のために、敷地内の駐車場の整備及び隣接地等の土地の取得手続きを行う。

3. 中長期的 施設設備整備計画

(1) 短期計画（1 年～2 年）

・入所待機者や在宅生活者等の福祉ニーズを総合的に勘案し、高齢者・地域福祉サービスの充実及び地域貢献事業について、隣接のかんざき日の隈寮と一体的な事業の実施を検討する。

・認知症や重度利用者へのサービス向上のために各種備品の整備を行う。

(2) 中期計画（3年～5年）

- ・送迎等に使用する車両の整備（更新）を検討する。

(3) 長期計画（6年以降）

- ・建物の状況に応じて各種修繕工事を検討する。

## 総 括

佐賀整肢学園からつ医療福祉センター

センター長 原 寛道

### 〈基本方針〉

からつ医療福祉センターにおいては開設 17 年目を迎える。その間、職員の努力の結果、着実に成果が得られ、事業の発展を得てきた。昨年度、からつセンター隣接地に新規事業である児童心理治療施設「好学舎」を建設し、今年度 4 月より開設、事業運営を行う。また、医療機関であるからつセンターにおいては、医療的支援等でも応援していく。また、開設 2 年目に入った糸島こどもとおとなのクリニックにおいては、軌道に乗るまでの期間、運営費の資金的支援並びに医師等の派遣、新規採用職員等の教育支援および福祉事業である児童発達支援事業もあわせて実施計画する。

最近の福祉施策では、利用者に選ばれる上質な施設作りが求められている。入所も在宅も、現在のサービス内容を維持・向上する努力をしつつ、新時代のニーズにも対応できるように、事業努力を図っていく。また、今年度は入所部門においても、在宅部門との一体性が保たれるよう、規則等の改定を検討していく。

医療面においては、一般の整形外科、小児科の外来診療の充実を図っていく。また、通所リハビリテーション事業の充実、介護保険利用者の獲得等中期事業計画にあげている、介護老人施設への事業に発展させていく。

そのような事業展開を計画する中で、以下の運営面、施設整備等の短期及び中期の継続および新たな事業計画を策定する。

### 1. 運営事業計画

原則的に昨年度の事業計画を継続する。以下、いまだ不足となっている事業や更に改善すべき事業について列挙する。

- (1) からつ医療福祉センター外来患者の増員による必要医師の確保に努める。
- (2) 看護師や介護職や保育職等現場職員数の充実を図るため、柔軟な就業規則への更なる改正を図る。今年度も、継続的に契約職員から正職員への転換を図り、定着率の向上を図る。また、職場の魅力についてホームページ及びフェイスブック等での広報活動を進める。
- (3) 入所部門も、在宅部門同等の就業規則、給与規程等の見直し、新規制定することで、在宅部門との一体性をもたせる。
- (4) 看護師、准看護師、介護福祉士等への奨学金制度を推奨し、更なる資格取得を支援し資質の向上を図る。また、有効な資格については資格手当を拡充し、職員の意欲向上を図る。
- (5) 今年度より、新たに好学舎からの給食の委託を受諾する。また、簡易な作業に対し

ては障害者雇用を積極的に行う。

(6)義務化されている院内感染研修、医療安全研修及びメンタルヘルス研修、虐待防止法等の研修を遵守する。また、事業所独自に実施している全職員を対象としたランチョンセミナーを医師や管理監督職員を中心とした講師の協力の下に、一般研修や専門研修を積極的に実施する。

(7)産業医を中心に職員の心身の健康管理を実施する。また、職員への院内感染対策を行う。

(8)ソフトバンク野球場観戦チケットの支給、ハウステンボス保養所利用への支援、湯布院保養所への支援等福利厚生事業を更に充実させ、魅力ある職場作りを実施しているが、さらに充実を図るための互助会活動を支援する。

(9)北海道の姉妹施設北広島リハビリセンターへの交流研修を実施する。また釜山の学校法人拍栄学園サジク総合社会福祉館への交流研修を実施する。

(10)事業所向け研修だけでなく、地域及び各種団体から要請を受ける医師及び専門講師の派遣依頼に対し、積極的に応援し地域貢献を図る。

(11)新たな地域貢献として、施設の簡易な作業の雇用を生活困窮者の就労訓練事業にて対応していく。

## 2. 短期（平成 30 年度～31 年度）施設整備計画

### 一 改修等工事

(1)防犯対策設備の整備（補助金活用）をする。

(2)ピロティの耐震化・防災化工事や一部増築を実施し、駐車場の整備をする。

(3)からつセンター外壁破損補修工事をする。

(4)浴室の再整備をする。

### 二 医療機関の充実

(1)一般の整形外科、小児科診療の充実を図る。

(2)高齢者向けの通所リハビリテーションの充実を図る。

(3)リハビリ機器（特に物理療法機器）の充実を図る。

### 三 新規事業への支援

(1)福祉部門の糸島での児童発達支援事業建設の為の人的・資金的支援をする。

(2)糸島こどもとおとなのクリニックへの運営費の資金的支援並びに職員の教育支援をする。

(3)法人が計画する新たな福利厚生事業への資金の支援をする。

## 3. 中期（平成 32 年度～33 年度）施設整備計画

(1)省エネ改修推進事業（国の補助額 3 分 1）をする。

(2)南隣接地を取得し、障害者ならびに高齢者用住宅及びディケアセンターの建築、また相知障害者福祉ホーム及び就労支援事業の移転をする。

(3)言語訓練棟の増築をする。

平成 30 年度 佐賀整肢学園からつ医療福祉センター  
好学舎事業計画（案）

Ⅲ. 佐賀整肢学園からつ医療福祉センター好学舎

1. 児童心理治療施設

（事業の内容）

- A. 入所施設（定員 30 名）
- B. 通所施設（定員 10 名）

（基本方針）

平成 30 年 4 月 1 日に佐賀整肢学園からつ医療福祉センターの隣接地に開設し、佐賀県に在住され、心理的問題を抱え日常生活の多岐にわたり支障をきたしている子どもたちと家族に対して、法人が持つ人的資源を有効に活用し、医療福祉サービスを提供することで地域に貢献するものである。また、開設 1 年目であるため職員教育に重点を置き、安心安全を目指すものとする。

事業の実施においては児童心理施設好学舎運営規程及び関係法規を遵守して以下の事業を実施する。

（事業内容の概要）

- (1) 生活支援、心理治療、医療等、各専門スタッフが協働し、心理的ケア及び社会参加に必要なスキルの習得を効果的に行うものとする。
- (2) 児童の意思及び人格を尊重し、安全で安心な環境の中で児童の健全な人格形成に向けた支援の提供ができるように努めるものとする。
- (3) 児童が安心して生活できる環境の中で、児童や保護者との関係を維持し、児童相談所や関係機関との密接な連携に努めるとともに、地域との繋がりも重視する。また、児童の退所後の生活を視野に入れ、児童の所在する市町村の福祉担当課や学校、保健所及び医療機関との連携にも努めるものとする。
- (4) 児童が義務教育を受ける学校は、施設に隣接する県立唐津特別支援学校分校とし、緊密な連携のもと、児童の集団適応能力及び学力の向上を図るものとする。
- (5) 提供する支援の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

（事業内容の詳細）

1. 心理部門

- (1) 傷つき体験にともなう情緒的問題に対して、支持的精神療法、遊戯療法、箱庭療法、芸術療法、アニマルセラピー等による心理的ケアを行う。
- (2) 生活・教育・医療の各部門と連携・協力して療育環境の統合を目指す。
- (3) 外部から非常勤として心理関係の専門家を迎え心理担当職員の技能の向上を図る。

2. 生活部門

- (1) コモンセンスペアレンティングを実践し、職員が共通した認識の中で一貫した支援

が行えるよう努める。

- (2) 生活場面での問題解決の方法や考え方、対人関係の育成に取り組む。
- (3) 児童会を開催し、行事計画・運営、日常のルールの検討を行う。
- (4) 施設内外の清掃等を通して、保健衛生に努める。
- (5) 外部から非常勤として専門家を迎え事例検討等を行い援助者としてのスキルアップを図る。

### 3. 医務部門

- (1) 洗面・歯磨き・手洗い・うがい・入浴・睡眠等、規則正しい環境を生活部門と協力して身に付けさせる。
- (2) 定期的な健康診断を実施し、その結果を児童別に記録して健康管理を行う。
- (3) 医師の指示により服薬を要する場合は、服薬マニュアルを作成し、服薬介助等により正確を期し実施状況を記録する。
- (4) 隣接の法人内医療機関や協力医療機関等と連携を図る。

### 4. 給食部門

- (1) 隣接の法人内施設の厨房より配食を行う。
- (2) 栄養管理委員会を定期的で開催し、また随時嗜好調査等を実施して献立に繁栄する。
- (3) 食に関する知識や能力等を総合的に身に付けることが出来るよう、定期的に食育を行う。

### 5. 生活環境の整備

- (1) 快適な生活環境を提供するため、施設設備について担当者を定め、定期的に点検整備を行う。
- (2) 居室の清掃、冷暖房管理については担当職員を定めて実施する。
- (3) 集会室、厨房、食堂、居室等の共用箇所のワックス清掃、ネズミや害虫駆除については、定期的を実施し、通常清掃は担当者を定めて、環境衛生の保全を図る。

### 6. 児童の人権と苦情解決

- (1) プライバシーの保護および児童の個人情報の取扱いは慎重に行う。また、見学者、ボランティア、実習生の受入れに際しても慎重に配慮する。
- (2) 児童の個性を尊重した呼称、接し方を定め、職員研修、検討会議を開催し、厳守事項を明らかにする。
- (3) 児童とのコミュニケーションを円滑にするため、聞き取りや発声等に制約のある児童に対しては、適切な機器を活用し、また、固有のコミュニケーションサインの発見と確認に努めることとする。
- (4) 児童の自発的な活動を尊重するため、定期的な会議を開催して利用者および家族の要望、意見を把握し改善に努める。
- (5) 児童および家族からの苦情の申し立てとその解決を円滑に行うため、職員及び第三者による苦情解決のシステムを実行し、施設が提供する福祉サービスの更なる改善に努める。



(6) サービス向上委員会を定期的を開催し、児童の意見、要望に関しての改善、ならびに児童の虐待防止及び権利擁護を守るように努める。

(7) 重要事項説明書事項を事業所・児童・家族ともに厳守し、より良き居住環境・生活環境とより良き労働環境を確保し維持する。

## 7. 地域との連携

(1) 地域との交流を促進するため、施設や設備機能を開放して利用の機会を作る。また、施設で開催する夏まつりや体育祭等の行事に参加を呼びかける。

(2) 幼稚園、保育所、小学校及び他の社会福祉施設との積極的交流を行う。

(4) 地域で開催されるお祭等にはできる限り参加する。

(5) 地域貢献事業として、地域で実施される年2回の清掃（区役）に多くの職員を参加させる。

(6) 地域でのエコ活動により地域環境への配慮を実践する。

(7) 地域及び各種団体から専門講師による研修・講演等の依頼に対し、積極的に専門職員の派遣を実施し地域貢献を図る。また法人内姉妹施設と協力して地域のボランティア活動を推進する。

## 8. 関係機関との連携

(1) 関係機関との連携を図り、施設運営を円滑にすることを目的として運営協議会を設置し、定例的に会議を開催する。

## 9. ボランティア

(1) ボランティアの受入れと育成には、担当者を定め、できる限り受け入れることとし、施設運営に協力をお願いする。

## 10. 職員研修

(1) スキルアップ目的の研修を実施する。

(2) 園内研修として、毎月職員会議及び職員による勉強会を開催し児童サービスに関して、専門的な知識の修得を目指す。

(3) 個別支援の向上を図るためのケースカンファレンスを開催する。

(4) 施設外の各種機関、団体等主催の研修会へ職員を参加させ、専門的な知識技術の向上に資することとする。

(5) 臨床心理士、社会福祉士、精神保健福祉士等の職務に関係のある資格取得のために、できる限り便宜を図る。

(6) セクハラ・パワハラ・メンタルヘルスに関する研修を実施する。

(7) 虐待に関する研修を実施する。

(8) からつ医療福祉センター（医療機関）の研修に参加し、一般研修や専門研修を実施するとともに、院内感染研修、医療安全研修を実施する。

## 11. 災害対策

- (1) 関係法令の規定にもとづき、所轄消防署の指導による消防計画及び防災マニュアルを作成し整備する。消防計画及びマニュアル、防災体制は定期的に点検、見直しをする。
- (2) 毎月1回消火・避難訓練を実施し、その状況を記録する。
- (3) 災害の発生に備え、各種損害賠償保険に加入する。
- (4) 必要な救急法の研修を行い、定例的な訓練を実施する。
- (5) 消防署等関係機関、団体及び職員の連絡通報体制を整備し、定例的に訓練を実施する。
- (6) 年1回、消防署の指導により総合防災訓練を実施する。
- (7) 原発事故を想定しての屋内退避訓練を実施する。

## 12. 施設サービス評価

質の高いサービス提供が求められ、それに対応するため自らのサービス内容について点検し、自己評価を行うとともに、サービス向上委員会による客観的評価を受けることにより、提供するサービスの質の向上に努めることとする。

## 総 括

佐賀整肢学園・かんざき日の隈寮  
施設長 江里口忠雄

### (基本方針)

障害等の理由により、地域での生活が困難な生活困窮者等を受け入れ、必要なサービスを提供し、利用者に応じた自立支援を推進する。また、地域社会の期待に応えられるよう、救護施設としての機能を活かし、生活困窮者支援事業及び地域貢献事業を実践する。

### 1. 平成 30 年度事業計画

- (1) 利用者の権利擁護に努め、主体性を尊重した支援を行う。
- (2) 個別支援計画に基づき、利用者のニーズに応じたサービスを提供する。
- (3) 「救護施設評価基準ガイドライン」に基づく第三者評価を受審し、サービスの点検と質の向上に努める。
- (4) 利用者の状況に応じ、居宅生活や他法施設への移行を推進する。
- (5) 利用者が円滑に居宅生活に移行できるよう居宅生活訓練事業を実施する。
- (6) 生活困窮者支援事業として、関係機関と連携しながら、退所者への定期連絡、定期訪問等を実施し、居宅生活をサポートする（独自事業）。
- (7) 生活困窮者自立支援法に規定された就労訓練事業を実施する。
- (8) 地域における公益的な取組として、福祉事務所の要請に応じ、生活困窮者の一時受入事業を実施する（独自事業）。
- (9) 地域の高齢者や生活困窮者等に対する支援活動として、定期的に多世代交流型の食堂を開設し、低額での食事提供、福祉・生活相談等を行う。（かんざき清流苑共同事業）
- (10) 地域交流ホール、屋外グラウンド等の施設機能を活かし、地域交流行事の開催、災害時における要援護者の受入等、地域交流・地域貢献に努める。
- (11) 省エネルギー、省資源、廃棄物削減等、地球環境に配慮した施設運営を実践する。
- (12) 職員の資質向上を図り、法令遵守意識の高揚に努める。

### 2. 平成 30 年度施設整備計画

- ・屋外行事を効率的に行うことを目的とし、駐車スペースに屋外作業所を整備する。
- ・通院送迎用公用車の老朽化に伴い、軽自動車（2 台）を整備する。

### 3. 中長期的施設整備計画

- (1) 短期計画（1 年～2 年）
  - ・居宅生活訓練棟の建設を計画する。
- (2) 中期計画（3 年～5 年）
  - ・居宅生活訓練棟の建設を行う。
- (3) 長期計画（6 年以降）
  - ・屋上や外壁等、建物の修繕を行う。

[総 括]

佐賀整肢学園・佐賀向陽園  
施設長 古川 政弘

(基本方針)

改正社会福祉法の施行に伴い、地域における公益的な活動の推進、法人組織の体制強化、運営の透明性の確保など、社会福祉法人は、本来の使命に立ち返り、高い公益性にふさわしい体制を確立しつつ、他の事業主体では対応できない様々な福祉ニーズに対応し地域社会への貢献が求められている。少子高齢化が進み、社会構造が変化していくなか、社会から孤立した高齢者は、多様な生きづらさを感じる生活困窮者、年金だけでは生計が維持できない経済的困窮など、従来の社会福祉制度だけでは対応しきれない、制度の狭間に陥っている様々な高齢者の存在が表出している。

そこで当養護老人ホームは、従来の「住まい」と「生活支援（住い方）」などの援助機能に加え、地域の高齢者に対するアウトリーチや居場所づくり、各種生活支援サービスや短期入所生活支援事業などのソーシャルワークを実践し、「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現を担うフロントランナーを目指す。

具体的には、中・重介護ニーズへの対応可能な地域生活困窮高齢者の安心拠点「養護老人ホーム」の生活支援機能に加え、「住まい」と「生活支援（住い方）」などを必要とする「累犯高齢者」、「多重債務等による経済的困窮高齢者（生計の立直し）」の福祉的援助技術（自立支援のソーシャルワーク）を、地域生活支援機関（地域包括支援センター、地域生活定着支援センター、生活自立支援センター）へ持ち出し、地域支援のネットワークに加わり、更なる密接な連携を再構築し、地域社会に貢献を行う。

そのためには、職員の専門性、資質の向上及び人員体制の強化に努めると共に「本体事業の再生産計画（施設改築）」の策定、設備投資及び改築資金の積立などを行い、これをもって「制度の狭間に陥った地域の高齢者の自立を支える拠点施設」となり、地域包括ケアシステムの深化・推進の一端を担える施設機能の構築を図る。また、引き続き社会福祉法人の職員としての意識向上に努め、生活困窮者支援事業など地域貢献だけでなく、社会貢献事業にも寄与する。

平成30年度 事業計画（総括）

#### 1. 短期計画

- (1) 本体改築計画（案）、改築用地及び資金計画の具体化（改築検討委員会の設立）
- (2) 本体併設関連事業及び用地の検討
- (3) 法人内の物的・人的資源等を活かした新規（地域公益）事業の検討
  - ① 「低所得・低資産高齢者等住まい・生活支援事業（単独事業）」の検討
  - ② 訪問相談窓口（アウトリーチ）事業「老人介護支援センター」の検討
  - ③ 地域高齢者交流拠点「地域支え合いセンター（高齢者地域生活支援サロン）」の実施
  - ④ 地域生活困窮高齢者の安心（配食、買い物、見守り等生活支援）事業の検討
  - ⑤ 行き場のない累犯高齢者の住まい「自立準備ホーム」（法務省）の検討

#### 2. 中・長期計画等

- (1) 中・重度介護ニーズへの対応
  - ① 特定施設入居者生活介護「一般（内包）型」（介護保険法適用）へのシフトの検討
  - ② 介護負担軽減等業務の効率化、生産性の向上を図れるよう介護ロボット、ICT等の導入

[総括]

居宅介護支援センターわいわい  
施設長 古川 政弘

(基本方針)

平成23年7月に開設した居宅介護支援センターわいわい〈訪問介護、通所介護事業所〉は、8年目を迎える。利用者が住み慣れた地域で、尊厳と自立した生活を少しでも長く継続できるよう①「自立支援・中・重度要介護者の対応機能」、②「認知症対応機能」、③「心身機能訓練から生活行為力向上訓練まで総合的に行う機能」、④「長期療養後の高齢者対応機能」等のサービスの質を向上させる。そのため、医療機関及び居宅介護支援事業所等の個別援助計画に即応するサービス（医療と介護の役割分担・連携）を提供できるように、職員の資質、専門性の向上を図る。なお、昨年度、「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」へ移行した介護予防給付（訪問介護・通所介護）事業は、平成30年度から「介護予防訪問・通所介護相当サービス」と「基準緩和訪問・通所サービス（通所型サービスA）」に分類され、要支援者等の身体状態、運動機能に応じたサービスを選択となるが、「基準緩和訪問・通所サービス（通所型サービスA）」の提供は、ニーズが発生すれば検討する。また、地域包括システム深化・推進が叫ばれる中、当事業所もその一端を担い得るよう、認知症に特化した地域密着型デイ事業を平成27年4月に開始、アウトカム評価に向け、付加価値サービス、個別プログラムに各種ツールを活用し目指す。

経営面では、機能訓練職員及び認知症実践者研修終了職員等を増員し、機能訓練、認知症ケアなどのサービスの質を上げることで、各種体制及び個別加算を取得し経営の強化、安定を図る。そして、今期改定の介護報酬で訪問・通所系サービス「基本単価」及び「同一建物、敷地等に関する減算」等の減額報酬の影響を、最小限にとどめることで、平成30年度も経営の改善を図り、健全な財政基盤の確保を図る。

職員処遇向上については、職員が健康でその能力を遺憾なく発揮し、質の高い福祉サービスを提供するためには、労働環境の整備が重要である。職員給与規程等諸規則の改正などの労働環境の整備及び今年度施行の改正社会福祉法の対応についても、佐賀向陽園同様に一体的に検討する。健康管理面について、引き続き産業医に定期的な面談を依頼、特に職員のメンタルヘルス不調をいち早く発見し、適切に対応できるよう各部署に「ゲートキーパー」を配置、安全、安心な職場づくりを目指す。セクハラ、パワハラ等も引き続き、各種規則・規程及びハラスメント要綱等による整備を行い相談体制の一層の充実を図り、働きやすい職場環境の確保に努める。

また、引き続き社会福祉法人の職員としての意識向上に努め、生活困窮者支援事業など地域貢献だけでなく、社会貢献事業にも寄与する。

## 1. 平成30年度事業計画（概要）

(1) 介護保険法上の居宅介護支援事業を適正に実施。具体的には、積極的にICT(OJT)を活用し効率的に、感染予防、褥瘡予防、介護事故予防等の為に医療、生活機能向上訓練及び介護技術の職員研修等を行い、安全・安心なサービスの提供及び危機管理対策の強化に努める。併せて各種団体、専門職協会等の研究会等(OFFJT)へ積極的な参加で専門的な知識・技術を習得し、きめ細かな対策に取り組み職員の育成を図る。

- (2) 処遇の向上を図るため「ゲートキーパー養成研修会」を開催し「心の健康」、介護機器、ロボットの整備、福祉用具等の活用による「腰痛対策等」の介護労働環境の充実に努める。
- (3) 「介護予防訪問・通所介護相当サービス」の実施にあたり、「リハビリサポートマシン」を法人の物的・人的資源等の協力相談の下、導入し「遊びながら運動機能と脳機能を活性化」を図る。また、機能訓練職員及び認知症実践者研修終了職員等を増員し、付加価値サービス、個別プログラムに各種ツールを活用の充実に努め、インセンティブ、アウトカム評価を行う。
- (4) 地域の福祉、保健、医療等関係分野との連携を密にすると共に、広報活動やホームページの充実に努める。また、地域社会からの一層の信頼を得る為にも、地域交流行事や、低所得で特に生計が困難である方に対する介護保険サービスに係る本人負担額の軽減（社会福祉法人利用者負担軽減）も引き続き実施する。また、地域活動（公役）に積極的に取り組み、開かれた事業所運営を行い、地域高齢者及び障害者の福祉サービス事業者の信頼獲得に繋げる。
- (5) ヘルパー事業の拡大の一環として買い物、受診等同乗サービスを実施するため、「福祉有償運送サービス」若しくは「介護保険等福祉タクシー」事業を、法人の物的・人的資源等の協力相談の下、検討し、開設の準備を行う。また開設後は、地域公益事業にも活用する。

## 2. 平成 30 年度施設整備計画

- (1) 訪問介護車両及び「福祉有償運送サービス事業」等の福祉車両等の整備
- (2) 「リハビリサポートマシン」及び中・重度介護者対応の入浴ストレッチャー等の整備
- (3) 一般デイサービス提供エリアの拡大、認知症デイ専用送迎車両等の整備

## 3. 中長期的 施設設備整備計画

- (1) 中・重度介護者対応の自動入浴機（特殊浴槽）等の整備
- (2) 養老ホーム事業の再生産計画（本体改築・事業資金）の策定、実施に伴う移転計画準備委員会への参画